

世田谷区告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和8年6月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月11日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

47-31

2 変更の区間

世田谷区船橋三丁目214番35の内から214番31の内まで

3 変更の区域

延長 23.03メートル

幅員 0.00メートルから0.03メートルまで

面積 0.41平方メートル

4 供用開始の期日

令和8年6月11日

案内図

 特別区道路線の区域編入部分(供用開始)

街区 船橋三丁目9番

